議案第１３号

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険税条例（昭和３５年小松島市条例第５号）の一部を別紙のように改正する。

平成３０年３月５日提出

小松島市長　濱　田　保　徳

小松島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小松島市国民健康保険税条例（昭和３５年小松島市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は，世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

（１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち，県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（２）　後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（３）　介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち，介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第２項中「前項」の次に「第１号」を加え，同条第３項中「第１項」の次に「第２号」を加え，同条第４項中「第１項」の次に「第３号」を加え，「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第３条第１項中「１００分の８．５」を「１００分の８．３４」に改める。

第４条中「１００分の３１．７」を「１００分の３３．６６」に改める。

第５条の２第１号中「(昭和３３年法律第１９２号)」を削り，「２４，９０

０円」を「２４，８００円」に改め，同条第２号中「１２，４５０円」を「１２，４００円」に改め，同条第３号中「１８，６７５円」を「１８，６００円」に改める。

第６条中「１００分の２．４」を「１００分の２．２２」に改める。

第７条中「１００分の８．３」を「１００分の８．６」に改める。

第７条の２中「６，８００円」を「６，５００円」に改める。

第７条の３第１号中「６，９００円」を「６，８００円」に改め,同条第２号中「３，４５０円」を「３，４００円」に改め，同条第３号中「５，１７５円」を「５，１００円」に改める。

第８条中「１００分の２．６」を「１００分の２．３」に改める。

第９条中「１００分の７．０」を「１００分の７．３６」に改める。

第９条の２中「８，１００円」を「９，０００円」に改める。

第９条の３中「５，８００円」を「５，９００円」に改める。

第２４条第１号ア中「１５，１２０円」を「１６，１００円」に改め，同号イ（ア）中「１６，５２０円」を「１７，３６０円」に改め，同号イ（イ）中「８，２６０円」を「８，６８０円」に改め，同号イ（ウ）中「１２，３９０円」を「１３，０２０円」に改め，同号ウ中「４，３４０円」を「４，５５０円」に改め，同号エ（ア）中「４，５５０円」を「４，７６０円」に改め，同号エ（イ）中「２，２７５円」を「２，３８０円」に改め，同号エ（ウ）中「３，４１３円」を「３，５７０円」に改め，同号オ中「５，３９０円」を「６，３００円」に改め，同号カ中「３，８５０円」を「４，１３０円」に改め，同条第２号ア中「１０，８００円」を「１１，５００円」に改め，同号イ（ア）中「１１，８００円」を「１２，４００円」に改め，同号イ（イ）中「５，９００円」を「６，２００円」に改め，同号イ（ウ）中「８，８５０円」を「９，３００円」に改め，同号ウ中「３，１００円」を「３，２５０円」に改め，同号エ（ア）中「３，２５０円」を「３，４００円」に改め，同号エ（イ）中「１，６２５円」を「１，７００円」に改め，同号エ（ウ）中「２，４３８円」を「２，５５０円」に改め，同号オ中「３，８５０円」を「４，５００円」に改め，同号カ中「２，７５０円」を「２，９５０円」に改め，同条第３号ア中「４，３２０円」を「４，６００円」に改め，同号イ（ア）中「４，７２０円」を「４，９６０円」に改め，同号イ（イ）中「２，３６０円」を「２，４８０円」に改め，同号イ（ウ）中「３，５４０円」を「３，７２０円」に改め，同号ウ中「１，２４０円」を「１，３００円」に改め，同号エ（ア）中「１，３００円」を「１，３６０円」に改め，同号エ（イ）中「６５０円」を「６８０円」に改め，同号エ（ウ）中「９７５円」を「１，０２０円」に改め，同号オ中「１，５４０円」を「１，８００円」に改

め，同号カ中「１，１００円」を「１，１８０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３０年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の小松島市国民健康保険税条例の規定は，平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成２９年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。